

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、長野県教育委員会で実施する子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務名

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務

第3 委託業務内容

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務を一括して委託する。

- 1 県立高等学校 13 校、特別支援学校 12 校（盲学校、聾学校を含む）において、子どもの相談力向上と対処方法の習得、及び大人の感度を向上させるための体験型プログラム（ワークショップ）を実施する業務
- 2 その他必要と認められる業務

第4 履行期間

令和2年5月7日（木）から令和3年3月30日（火）まで

第5 委託上限額

7,950 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

第6 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案者を委託候補者として決定する。

第7 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「財務規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- 2 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 4 県税及びその他の租税の滞納がない者であること。
- 5 過去3年以内に、同種又は類似のワークショップ開催業務の実績を有すること。

第8 公募型プロポーザル参加申込手続

- 1 提出書類 「参加申込書」（様式1号）

様式等は、長野県教育委員会HPよりダウンロードできます。URLは以下のとおり。

http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki/R2_yobou.html

- 2 提出部数 1部
- 3 提出期限 令和2年4月3日(金) 午後5時まで
- 4 提出場所 長野県教育委員会事務局 心の支援課
- 5 提出方法 電子メールに添付して送付 提出先アドレス kokoro-j@pref.nagano.lg.jp
- 6 その他 公募型プロポーザルに参加しようとする者を対象にした事業説明会は実施しない。

第9 企画提案書の提出手続

- 1 提出書類 「第10 提出書類」のとおり
- 2 提出部数 各7部(1部は正本、他6部はコピー可)、左側を2箇所ホチキスで留める。
パンフレット等ホチキス留めできないものは別にし、各7部提出。
- 3 提出期限 令和2年4月14日(火) 午後5時まで
- 4 提出場所 長野県教育委員会事務局 心の支援課

第10 提出書類

- 1 企画提案書(表紙)(様式2号)
- 2 企業概要(様式3号)
- 3 企画提案書(様式4号～8号)
- 4 経費見積書(様式9号)
- 5 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類(保険の加入証の写しなど)
- 6 納税証明書(国税〔法人税、消費税及び地方消費税〕にあつては国税通則法施行規則別紙9号書式〔様式その3の3〕を、長野県税にあつては未納がないことの証明を提出すること)
- 7 危機管理体制に関する法人独自のマニュアルや基準等
- 8 企業の決算書(直近のもの)
- 9 企業の定款
- 10 企業の概要がわかるパンフレット等

第11 質問及び回答

- 1 質問事項は、質問書(別紙1)に内容を簡潔にまとめて記載し、令和2年4月7日(火)午後5時までに心の支援課へ電子メールにて送付すること(電話不可)。
提出先アドレス kokoro@pref.nagano.lg.jp
- 2 回答は、令和2年4月10日(金)午後5時までに参加者全員に電子メールにて送付する。

第12 プレゼンテーションの開催

- 1 対象者 公募型プロポーザル企画提案書類を提出した者
- 2 開催日時 令和2年4月20日(月) 午前10時から
- 3 開催場所 長野県庁8階教育委員会室
- 4 費用 参加に要する経費等は、参加者の負担とする。
- 5 実施方法
 - (1) 審査時間は約30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング質疑応答10分程度)
 - (2) ヒアリングへの出席者は各社3名以内とする。
 - (3) Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料をプロポーザル審査会当日までに7部提出。なお、パソコン等必要な機器

は、参加者において用意すること。

6 留意事項

(1) 提案内容について

提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。

また、見積金額（内訳）は、企画提案書の内容に基づくものとする。

(2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本要領に違反すると認められる場合

オ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(3) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(4) 提出書類の変更等

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等軽微なものを除く。）なお、採用の有無にかかわらず提案した書類は返却しないものとする。

(5) 辞退について

参加申込書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（別紙2）により令和2年4月10日（金）午後5時までに長野県教育委員会事務局心の支援課へ文書でその旨提出すること。

第13 審査選考

1 委託候補者の選定

提出書類及びプレゼンテーションに基づき選定委員会において審査し委託候補者は、全審査員の評価合計点数が180点以上の者で、選定委員の評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者として選定する。

2 審査基準

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託候補者選定審査要領第5に基づく以下6項目

(1) 子どもの自殺の現状及び対策に対する認識

(2) 事業の実施体制

(3) 危機管理体制

(4) 従事者への教育・研修体制

(5) 業務施行の確実性

(6) 費用の妥当性

3 選定結果

見積書提出依頼については、令和2年4月21日（火）までに口頭または電話で通知する。

見積書提出依頼口頭又は電話で

見積書は休日含め3日以内に提出 令和2年4月24日（金）

見積書採用決定したら、採用決定の翌日から3日以内に口頭または電話で通知

予定…令和2年4月28日（火）に契約を締結

第14 契約の事務手続き等

1 契約の締結

原則として、最優秀提案者として選定された者と企画提案書及び仕様書等の内容を確認し

契約締結の協議を行う。当該協議が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の協議を行う。

2 契約保証金

契約の際には、地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第126条第2項に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はない。なお、受託者が契約上の義務を履行しないときは、受託者は違約金として支払う必要がある。

3 委託料の支払

毎月の業務が終了した後に、別に定める委託業務事業実施報告書に基づき、確認を行い、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

第15 事務局(参加申込書等提出場所)

長野県教育委員会事務局心の支援課

〒380-8570 (専用郵便番号のため住所記載不要)

電話：026-235-7450 F A X：026-235-7484 E-mail：kokoro@pref.nagano.lg.jp